

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

### 相続した固定資産の償却方法

**Q** : 私と母は、相続により駐車場（構築物）を共有で取得し、初めて不動産所得を得ることになりました。

ところで、この場合、私と母が異なる減価償却方法を選択してもよいのでしょうか。なお、死亡した父は、定率法を選択していました。

**A** : 共有者と異なる償却方法を採用することは認められます。

#### 【解説】

必要経費に算入される減価償却費の額は、その者が採用した減価償却方法に基づいて計算した金額とされています。

また、同一の資産から生ずる所得について、それぞれ異なった減価償却の方法を採用することにより、各年に必要経費に算入される減価償却費の額が異なることになったとしても、耐用年数の期間内に必要経費に算入される減価償却費の総額は同じになります。

したがって、ご質問の場合も、共有者がそれぞれ別々の減価償却の方法を選択することは可能です。

なお、相続により取得した減価償却資産は取得価額、取得時期、残存価額は承継しますが、償却方法までは承継しませんので、定率法を選択しようとする場合には、不動産所得を生ずべき業務を開始した日の属する年分の確定申告期限までに、納税地の所轄税務署長に減価償却方法の選択届出書を提出する必要があります。

